

運委参第41号  
平成24年4月25日

国土交通大臣  
前田 武志 殿

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇弘

### 旅客船第十一天竜丸転覆事故に係る意見について

当委員会は、平成23年8月17日、静岡県内の天竜川で川下り中に発生した旅客船第十一天竜丸転覆事故について、鋭意調査を進めているところであるが、最終的に報告書を取りまとめるまでには、なお時間を要すると見込まれる。

しかしながら、川下り中の同種事故の発生を防止する観点から、事故調査の経過を報告し、公表するとともに、これまでに判明した事実を踏まえ、国土交通大臣に対し、運輸安全委員会設置法第28条に基づき、意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容について通知方よろしくお取り計らい願いたい。

### 記

#### (1) 航路におけるリスクの想定

川下り船の航路は、川の流れが増水などにより状態が変化して潜在的な危険性が高い状態となることがある。また、川下り船は、川の流れの状態に応じた適切な操船ができなければ、岩場などに乗り上げて転覆等の深刻な状態に陥ることがある。

天竜浜名湖鉄道株式会社（以下「本件会社」という。）は、航路における潜在的な危険性のある場所などの情報や操船に当たっての注意事項などを船頭に対して周知するように努めていたが、船が旋回した事例などの航路における事故のおそれのある状況についての認識を共有する体制が構築されていなかった。

全国の本件会社と同様の川下り船を運航する事業者（以下「川下り船事業者」という。）は、川下り船の安全運航を一層向上させるため、航路におけるリスクを認識するとともに、事故のおそれのある状況になった場合における適切な操船方法を検討する体制を構築し、必要な検討を行い、航路におけるリスクを含む検討

の成果を船頭や運航管理を行う者の間で共有することが望ましい。

このため、国土交通大臣は、全国の川下り船事業者に対し、航路におけるリスクを認識し、事故のおそれのある状況になった場合における適切な操船方法を検討し、リスクを含む検討の成果を船頭や運航管理を行う者の間で共有するように指導すべきである。

## (2) 救命具の備付け、着用、使用方法の説明等

本件会社は、乗船者の救命設備とし、救命クッション及び救命胴衣を搭載していたが、乗客及び船頭の多くは、落水時に救命クッションをつかむことができず、また、幼児を含む小人は、救命胴衣を着用していなかった。一方、本件会社は、体重15kg未満の幼児に適した救命胴衣を備え付けていなかった。これらのことが、被害の拡大に関与したものと考えられる。

昨年に確認を行った川下り船事業者7社については、本事故発生後に国土交通省海事局が行った指導に従い、適切な救命設備の備付け及び救命設備を適切に使用するための措置を講じる取組みを行っており、他の川下り船事業者も同様に取り組んでいるものと考えられる。

このことから、国土交通大臣は、全国の川下り船事業者に対し、乗客及び船頭の安全確保のため、適切な救命設備の備付け及び救命胴衣の着用、救命クッション使用法の説明等の救命設備を適切に使用するための措置についての指導を継続すべきである。